

つがる市脱炭素推進エコ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、カーボンニュートラルの実現に向け、地域の脱炭素化に関する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、つがる市脱炭素推進エコ補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、つがる市補助金等の交付に関する規則（平成17年つがる市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、別表第1の種別の欄に掲げる家電等（以下「補助対象家電等」という。）の設置を行う事業であって、同表に定める対象要件の全てを満たすものとする。

2 補助対象家電等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 新品であること。

(2) 市内に本店又は支店を有する店舗又は事業所において、自ら購入（インターネット販売で購入したものを除く。）するものであること。

(3) 自らが居住する市内の住宅に設置（リース及びレンタルを除く。）するものであって、既設の家電等から同じ用途の補助対象家電等を買換えるものであること。

(4) 当該年度に購入し、かつ、当該年度の12月31日までに設置を完了しているものであること。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象家電等の購入及び設置に要する経費とし、配送等に係る経費並びに消費税及び地方消費税の額を含むものとする。ただし、家電リサイクル料金が発生する場合における当該家電リサイクル料金は含まないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 同一年度内における補助金の交付は、補助対象家電等の各種別につき、一世帯1台までとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助金の交付の申請日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であって、かつ、居住しているものであること。

(2) 補助金の交付の申請日において、納期限が到来した市税等に未納の額がな

いこと。

(3) 補助金を申請しようとする補助対象家電等の購入に要する経費について、国又は他の地方公共団体が行う補助制度により補助金の交付を受けていない又は交付を受ける予定がないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が認めた者でないこと。

（交付申請及び請求）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象家電等の購入後20日以内に、脱炭素推進エコ補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 費用の支払が確認できる書類（領収書、明細書等）

(2) 補助対象家電等の仕様（省CO2を証明する書類）がわかる書類（カタログ、パンフレット等）

(3) 保証書の写し

(4) 買換え前の家電等及び買換え後の補助対象家電等の設置状況が確認できる写真

(5) 家電リサイクル料金が発生する場合にあっては、当該家電リサイクル料金の支払を証する書類

(6) 振込先の金融機関の通帳の写し（口座名義及び口座番号が確認できるもの）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の書類には、第3条に規定する補助対象経費のうち、補助金によって賄われる部分以外の経費の負担額についても記載するものとする。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付及びその額を決定し、脱炭素推進エコ補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付を不適当と認めるときは、脱炭素推進エコ補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付及びその額を決定したときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

（実績報告の省略）

第8条 市長は、第6条の規定による申請書兼請求書に添付された書類により補助対象経費の実績を確認することができることから、規則第12条の規定にかかわらず、当該申請書兼請求書の提出をもって実績報告に代えるものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた補助対象家電等を譲渡、転売、貸与又は換金に供するなど補助対象事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象家電等

区分	種別	対象要件
1 省エネルギー機器等	エアコン	<p>(1) 家庭用の直吹き形で壁掛け形のものについては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）に基づく省エネルギー達成率（目標年度2027年度）が100%以上のエアコンであること。</p> <p>(2) 家庭用の直吹き形で壁掛け形以外のものについては、省エネ法に基づく省エネルギー達成率（目標年度2029年度）が100%以上のエアコンであること。</p>
	給湯器	省エネ法に基づく省エネルギー達成率（目標年度2025年度）が100%以上のガス給湯器、石油給湯器、電気給湯器等であること。

別表第2（第4条関係）

補助金の額

区分	種別	補助金の額
1 省エネルギー機器等	エアコン	補助対象経費の3分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）と5万円を比較していずれか低い額
	給湯器	補助対象経費の3分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）と10万円を比較していずれか低い額

つがる市記入欄	
請求日（交付決定日）	
交付決定額	

様式第1号（第6条関係）

脱炭素推進エコ補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

つがる市長

申請者 氏 名 ⑩
住 所 〒 -

電話番号

つがる市脱炭素推進エコ補助金の交付を受けたいので、つがる市脱炭素推進エコ補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記事項に同意のうえ、関係書類を添えて次のとおり申請します。また、補助金の交付が決定された際は、その決定の日を請求日とする請求書として取り扱うことに同意します。

記

1 補助金交付申請請求額 金 _____ 円 (E)+(F)

2 補助対象家電等（補助対象家電等を同時に購入される場合に記載ください。）

<input type="checkbox"/> エアコン ・ <input type="checkbox"/> 給湯器 （いずれかに✓をしてください）		
購 入 日	年 月 日	(注)購入日から20日以内に申請ください。
購入店名及び住所	(つがる市 _____)	
設置場所住所	つがる市 _____	
買換え前の家電等	(メーカー名) (型式・品番)	
買換え後の家電等	(メーカー名) (型式・品番)	
経費内訳	【補助対象経費】 ・ 購入費 _____ 円 (A) (設置、配送等に係る経費並びに消費税及び地方消費税を含む) 【補助対象外経費】 ・ 家電リサイクル料金 _____ 円 (B) (家電リサイクル料金が発生する場合) 合計 _____ 円 (A)+(B)	
補助金額 (1,000円未満切捨て)	補助対象経費 (A)×1/3=	円 (C)
	補助上限額 (エアコン：上限額 5万円) (給湯器： 上限額10万円)	円 (D)
補助金申請・請求額	(C)、(D)のいずれか少ない金額 円 (E)	
※受付備考欄		

(補助対象家電等を同時に購入される場合に記載ください。)

<input type="checkbox"/> エアコン ・ <input type="checkbox"/> 給湯器 (いずれかに✓をしてください)	
購 入 日	年 月 日 (注)購入日から20日以内に申請ください。
購入店名及び住所	(つがる市)
設置場所住所	つがる市
買換え前の家電等	(メーカー名) (型式・品番)
買換え後の家電等	(メーカー名) (型式・品番)
経費内訳	【補助対象経費】 ・購入費 _____ 円 (A) <small>(設置、配送等に係る経費並びに消費税及び地方消費税を含む)</small> 【補助対象外経費】 ・家電リサイクル料金 _____ 円 (B) <small>(家電リサイクル料金が発生する場合)</small> 合 計 _____ 円 (A) + (B)
補助金額 (1,000円未満切捨て)	補助対象経費 (A)×1/3= _____ 円 (C)
	補助上限額 (エアコン：上限額 5万円) (給湯器： 上限額10万円) _____ 円 (D)
補助金申請・請求額	(C)、(D)のいずれか少ない金額 _____ 円 (F)
※受付備考欄	

3 振込先口座 (必ず申請者本人の振込口座を記載してください。)

振込先口座	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		

4 同意事項 (□にチェックを入れてください。)

<input type="checkbox"/>	購入した商品が補助対象家電等の要件を満たしておらず、補助金の交付決定がなされなかった場合でも意義は申し立てません。
<input type="checkbox"/>	自らが居住する市内の住宅に買換えのために設置するものである。
<input type="checkbox"/>	市内の実店舗又は事業所から新品を購入したものである。
<input type="checkbox"/>	申請者又は申請者と同一世帯に属する者が、これまでに本補助金の交付を受けていない。
<input type="checkbox"/>	購入した家電は、以下の省エネ性能を満たしたものである。 ・エ ア コ ン:省エネ達成基準率(目標年度2027年度又は2029年度)100%以上 ・給 湯 器:省エネ達成基準率(目標年度2025年度)100%以上

<input type="checkbox"/>	補助金交付の審査のために、申請者及び同一世帯員の住民登録資料、税務関係資料等を確認することに同意する。
<input type="checkbox"/>	他の法令又は予算制度に基づく国県等の補助を受けていない。
<input type="checkbox"/>	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等でないことを認め、つがる市が必要と判断したときは、つがる市が青森県警察本部に対して、暴力団員等か否かについて照会することに同意する。
<input type="checkbox"/>	補助対象家電等を、各メーカーが定めている「設計標準使用期間」継続して使用する。
<input type="checkbox"/>	偽りその他不正などにより補助金交付決定の取り消しされた場合、補助金を返還することについて意義は申し立てません。

5 添付書類

- (1) 費用の支払が確認できる書類（領収書、明細書等）
- (2) 補助対象家電等の仕様（省CO2を証明する書類）がわかる書類（カタログ、パンフレット等）
- (3) 保証書の写し
- (4) 買換え前の家電等及び買換え後の補助対象家電等の設置状況が確認できる写真
- (5) 家電リサイクル料金が発生する場合は当該家電リサイクル料金の支払を証する書類
- (6) 振込先の金融機関の通帳の写し（口座名義・番号が確認できるもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

脱炭素推進エコ補助金交付決定兼額確定通知書

第 号
年 月 日

様

つがる市長



年 月 日付で申請のありました補助金について、つがる市脱炭素推進エコ補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり決定し、額を確定しましたので通知します。

記

1 交付決定及び確定額 円

2 振込予定年月日 年 月 日

3 振込先金融機関

振込先口座	金融機関名		銀行 金庫 農協		本店 支店 支所
	預金種別	1 普通 2 当座		口座番号	
	フリガナ 口座名義人				

4 交付の条件

- (1) つがる市脱炭素推進エコ補助金交付要綱の規定を順守すること。
- (2) 当該交付決定の日から起算して各メーカーが定めている「設計標準使用期間」継続して使用すること。ただし、天災等による破損等自己の責めに帰すべき事由以外により補助金の交付を受けた機器を処分する場合にあっては、この限りでない。

様式第3号（第7条関係）

脱炭素推進エコ補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

つがる市長



年 月 日付で申請のありました補助金について、つがる市脱炭素推進エコ補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき内容を審査した結果、下記の理由により補助金を交付しないこととしたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 不交付の理由